

奨学金確認書 兼 地方税情報の取扱いに関する同意書 兼 個人情報情報の取扱いに関する同意書

全員提出必要

独立行政法人日本学生支援機構理事長 殿

記入年月日(西暦)

20

年

月

日

私は、独立行政法人日本学生支援機構（以下「機構」という。）の給付奨学金（大学等における修学の支援に関する法律第4条及び独立行政法人日本学生支援機構法第17条の2に規定する学資支給金をいう。）又は貸与奨学金（独立行政法人日本学生支援機構法第14条に規定する学資貸与金をいう。）を申し込むにあたり、関係法令、機構の諸規程を遵守することを誓約します。また、奨学金案内の記載内容、右の該当奨学金の同意事項並びに裏面記載事項について確認し、同意のうえ、本紙に記入した内容について相違ないことを誓約します。なお、私が今回申し込んだ奨学金の種類は、スカラネット（インターネット）で入力したとおりです。

スカラネット(インターネット)奨学金申込用【申込ID・初期パスワードは必ずそれぞれ異なります】

(機構受付用)

申込ID

初期パスワード

⚠ 摩擦等で消えない黒又は青のボールペンを使い、判読可能な文字で記入してください。【(自署)欄は必ず各自が記入してください。】

申込者本人(学生・生徒)	学校名		学部・課程・分野		学科・専攻		電話番号				
	フリガナ		性別（任意）								
	氏名(自署)		男 ・ 女								
	生年月日	(西暦)			年		月		日	電話番号	(固定) (携帯)
	現住所	〒									
申込者本人の身元確認書類											
⚠ 注意 ⚠ ▶ 使用可能な身元確認書類は、同封の【重要】奨学金確認書兼地方税同意書（提出方法）3ページ手順④で確認してください。また、確認書類の文字、数字、顔写真等が判別できることを確認してください。 ▶ カードサイズのもの（顔写真付きの学生証等）は、<u>鮮明にコピーし、カードサイズに切り取って、左の貼り付け欄に貼り付けてください。</u> 【方法1】テープを使用 ▶ カードサイズ以外のもの（住民票の写し等）は、<u>A4サイズの紙にコピーし、そのまま提出用封筒に同封してください。</u>（切り取ったり、本紙に貼り付けたりしないでください。） ▶ 身元確認書類を2点提出する場合は、<u>別々にA4サイズの紙にコピーした2点をそのまま提出用封筒に同封してください。</u>（切り取ったり、本紙に貼り付けたりしないでください。）											

⚠ 生計維持者欄は、スカラネット（インターネット）で入力した生計維持者自身が記入してください。

生計維持者①	フリガナ									本人との続柄			
	氏名(自署)												
	生年月日	(西暦)				年			月		日	電話番号	(固定) (携帯)
	現住所	〒											
生計維持者②	フリガナ									本人との続柄			
	氏名(自署)												
	生年月日	(西暦)				年			月		日	電話番号	(固定) (携帯)
	現住所	〒											

⚠ 「奨学金確認書 兼 地方税情報の取扱いに関する同意書 兼 個人情報情報の取扱いに関する同意書」(本紙)は、本人控えとしてコピーを取り、大切に保管してください。

【給付奨学金・貸与奨学金共通同意事項】

私は、奨学生として採用された後、毎年度、適格性の審査があり、その審査により、成績不振や性行不良が認められたときは、法令等の定めにより、奨学金が一定期間停止されるか又は廃止される場合があることを承知しています。

また、第一種奨学金と併せて給付奨学金若しくは大学等における修学の支援に関する法律第8条第1項の規定による授業料等減免を受けているときは、関係法令等の規定に基づき当該第一種奨学金の貸与額が増額又は減額（複数あるときは機構の定める額に変更）されることがあることに同意します。

私又は私の生計維持者は機構にマイナンバーを提出しているときは、機構が「行政手続きにおける特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律」及び関連法令で定められた範囲で、各自のマイナンバーを利用すること及び地方税情報等を利用すること、並びに機構が取得した各自の個人情報私への奨学金に関する案内に利用することに同意するとともに、私が機構から過去に貸与若しくは支給を受けた奨学金又は今後貸与若しくは支給を受ける奨学金についても上記のとおり同意します。

【給付奨学金同意事項】

私は、給付奨学生として採用された後、毎年度行われる適格性の審査において、成績不振等の状況によっては交付された奨学金を返還しなければならない場合があること、適格性の審査は経済状況についても行われ、法令等の定めにより、奨学金の支給額が見直される場合があること及び一定期間停止される場合があることも承知しています。

また、本確認書に記載した内容及び機構に届け出る事項に虚偽があった場合には、奨学生としての採用が取り消され、支給された奨学金額を一括で返金しなければならないこと、さらにその額に100分の40を乗じて得た金額を支払わなければならない場合があることも承知しています。

なお、給付奨学金を受給することとなった場合において、第一種奨学金又は2019年度以前から受給している給付奨学金の貸与もしくは支給を受けているときは、当該第一種奨学金の貸与月額については、法令等の規定に基づき当該第一種奨学金の貸与額が増額又は減額（複数あるときは機構の定める額に変更）されることがあることに同意し、2019年度以前から受給している給付奨学金については、省令の規定に基づき、辞退することに同意します。

【貸与奨学金同意事項】

私は、奨学金の返還を確約するとともに、機関保証を受ける場合には、保証機関（公益財団法人日本国際教育支援協会）に支払うべき保証料は、機構が奨学金の交付の際にあらかじめ貸与金額から差し引いて支払うことに同意します。また、以下の個人情報情報の取扱いに関する各同意条項についても同意します。

【個人情報情報の取扱いに関する同意条項】

機構における、個人情報情報機関への登録及び利用は、貸与奨学金の返済を延滞した場合のみ行います。

(個人情報情報の利用・登録等)

1. 私は、貸与奨学金の返済が延滞した後は、下記の個人情報（その履歴を含む）が機構が加盟する個人情報機関に登録され、同機関及び同機関と提携する個人情報機関の加盟会員によって自己の与信取引上の判断（返済能力又は転居先の調査をいう。ただし、返済能力に関する情報については返済能力の調査の目的に限る）のために利用されることに同意します。

また、私は、延滞した後は、機構が加盟する個人情報機関及び同機関と提携する個人情報機関に私の個人情報（当該各機関の加盟会員によって登録される契約内容、返済状況等の情報のほか、当該各機関によって登録される破産等の官報情報等を含む）が登録されている場合には、機構がそれを債権管理（転居先の調査を含む）のために利用することに同意します。

個人情報	登録期間
氏名、生年月日、性別、住所（郵便不着の有無等を含む）、電話番号、勤務先等の本人情報	下記の情報のいずれかが登録されている期間
貸与金額、貸与日、最終返済日等の本契約の内容及びその返済状況（延滞、代位弁済、強制回収手続、完済等の事実を含む）の情報	延滞発生から本契約期間中及び本契約終了日（完済していない場合は完済日）から5年を超えない期間
機構が加盟する個人情報機関を利用した日及び本契約又はその申込みの内容等	当該利用日から1年を超えない期間
官報の情報	破産手続開始決定を受けた日から7年を超えない期間
登録情報に関する苦情を受け調査中である旨の情報	当該調査中の期間
本人確認資料の紛失・盗難等の本人申告の情報	本人から申告のあった日から5年を超えない期間

2. 私は、前項の個人情報、その正確性・最新性維持、苦情処理、個人情報機関による加盟会員に対する規則遵守状況のモニタリング等、個人情報の保護と適正な利用の確保のために必要な範囲内において、個人情報機関及びその加盟会員によって相互に提供又は利用されることに同意します。

3. 前2項に規定する個人情報機関は次のとおりです。各機関の加盟資格、会員名等は各機関のホームページに掲載されております。なお、個人情報機関に登録されている情報の開示は、各機関で行います（機構ではできません）。

①機構が加盟する個人情報機関：全国銀行個人情報センター <https://www.zenginkyo.or.jp/pcic/>

②同機関と提携する個人情報機関：(株)日本信用情報機構 <https://www.jicc.co.jp/>

(株)シー・アイ・シー <https://www.cic.co.jp/>

(代位弁済後の情報提供について)

4. 私は、機構に対し、私が保証委託契約を締結した委託先から機構が代位弁済後の完済等の情報を取得し、これを個人情報機関に提供することを依頼し、その情報が個人情報機関に登録されることに同意します。

ご記入いただいた情報及びあなたの奨学金に関する情報は、機構の奨学金支給業務、奨学金貸与業務（返還業務を含む）及び在籍する学校での授業料等減免業務のために利用されます。この利用目的の適正な範囲内において、当該情報が、学校、金融機関、文部科学省及び業務委託先に必要に応じて提供されますが、その他の目的には利用されません。機関保証加入者については、機構が保有する個人情報のうち保証管理に必要な情報が保証機関に提供されます。また、行政機関及び公益法人等から奨学金の重複支給の防止等のために照会があった場合は、適正な範囲内においてあなたの情報が提供されます。申込後、採用されなかった場合は、この奨学金確認書 兼 地方税情報の取扱いに関する同意書 兼 個人情報情報の取扱いに関する同意書(以下、「奨学金確認書兼地方税同意書」という)は無効となります。なお、採用されなかった場合も本紙、貼付書類及び同封書類は返却いたしません。本機構が法令等のために則り廃棄いたします。

給付奨学金の支給に係る事項

【支援の区分】

給付奨学生となった人は、あなたと生計維持者の所得金額に基づき、以下のいずれかに区分され、当該区分の情報があなたの在籍する学校に必要に応じて提供されます。

【第Ⅰ区分】 あなたの生計維持者の市町村民税所得割が非課税であること（※１）

具体的には、あなたと生計維持者の支給額算定基準額（※２）の合計が100円未満であること

【第Ⅱ区分】 あなたと生計維持者の支給額算定基準額（※２）の合計が100円以上25,600円未満であること

【第Ⅲ区分】 あなたと生計維持者の支給額算定基準額（※２）の合計が25,600円以上51,300円未満であること

【第Ⅳ区分】 あなたと生計維持者の支給額算定基準額（※２）の合計が51,300円以上154,500円未満であること

（※１）ふるさと納税、住宅ローン控除等の適用を受けている場合、各区分に該当しない場合があります。

（※２）支給額算定基準額＊¹＝課税標準額×6％－（市町村民税調整控除額＋市町村民税調整額）＊²（100円未満切り捨て）

★１ 市町村民税所得割が非課税の人は、（※１）の場合を除き、この計算式にかかわらず、支給額算定基準額が0円となります。

★２ 政令指定都市に対して市民税を納税している場合は、この部分に3/4を乗じた額となります。

（※３）給付奨学金利用（希望）者本人が早生まれの場合に、同じ年度で同じ学年の早生まれでない者と扶養控除の取扱いが同じになるよう家計基準の審査を行います。

【給付奨学金の支給額】

給付奨学生として採用されてから原則として正規の卒業時期まで世帯の所得金額に基づく支援の区分（第Ⅰ～第Ⅳ区分）に応じて、学校の設置者（国公立・私立）及び通学形態（自宅通学・自宅外通学）により定まる下表の金額（月額）が、原則として毎月振り込まれます。

学校種別・世帯の所得金額に基づく区分		国公立		私立		通信教育課程
		自宅通学	自宅外通学	自宅通学	自宅外通学	
大学・短期大学・ 専修学校（専門課程）	第Ⅰ区分	29,200円（33,300円）	66,700円	38,300円（42,500円）	75,800円	51,000円
	第Ⅱ区分	19,500円（22,200円）	44,500円	25,600円（28,400円）	50,600円	34,000円
	第Ⅲ区分	9,800円（11,100円）	22,300円	12,800円（14,200円）	25,300円	17,000円
	第Ⅳ区分 （多子世帯に限る）	7,300円（8,400円）	16,700円	9,600円（10,700円）	19,000円	12,800円
高等専門学校 （第4学年以上）	第Ⅰ区分	17,500円（25,800円）	34,200円	26,700円（35,000円）	43,300円	
	第Ⅱ区分	11,700円（17,200円）	22,800円	17,800円（23,400円）	28,900円	
	第Ⅲ区分	5,900円（8,600円）	11,400円	8,900円（11,700円）	14,500円	
	第Ⅳ区分 （多子世帯に限る）	4,400円（6,500円）	8,600円	6,700円（8,800円）	10,900円	

（注１）自宅外通学の区分で月額支給を受けるためには、自宅外通学であることの証明書類の提出が必要であるとともに、機構が定める要件を満たす必要があります。また、当初は自宅通学の月額が振り込まれ、自宅外通学である証明書類の審査完了後、その振込反映月に、自宅外通学が認められた月からの差額がまとめて振り込まれます。ただし、定められた期限までに不備のない書類提出がなく、遅れて審査終了となった場合は、届出月から自宅外月額に変更します。

（注２）生活保護（扶助の種類を問いません）を受けている生計維持者と同居している人及び社会的養護を必要とする人で児童養護施設等（※）から通学し、「自宅通学」扱いの人は、上表のカッコ内の金額となります。

※「児童養護施設等」とは、児童養護施設、児童自立支援施設、児童心理治療施設（情緒障害児短期治療施設から改称）、児童自立生活援助事業（自立援助ホーム）を行う者、小規模住居型児童養育事業（ファミリーホーム）を行う者、里親を指します。

（注３）通信教育課程の人は、授業形態、学校の設置者及び通学形態に関わらず、上表の金額（年額）が原則として年１回振り込まれます。

（注４）給付奨学金を受給するときに第一種奨学金の貸与月額が変更された後、申出により貸与月額を変更できる場合があります。また、第一種奨学金の貸与月額が変更されたときの貸与予定総額が、返還誓約書で誓約した借用金額から増額となる場合は、変更後の貸与予定総額を確認のうえ返還することに同意することについて、機構が定める手続により書面で届け出る必要があります。この届出を怠ると奨学金が廃止されることがあります。

【第一種奨学金の併給調整】

給付奨学金を受給し、あるいは大学等における修学の支援に関する法律に定める授業料等の減免を受けながら、第一種奨学金の貸与を受ける場合にあっては、第一種奨学金の貸与月額については、その貸与において取り交わした返還誓約書の内容に関わらず、政令の規定に基づき貸与月額が増額又は減額された額に変更されます。また、すでに第一種奨学金を受けている場合、給付始期からすでに振り込まれた金額が調整された金額で精算できない場合は諸規程の定めに基づき、第一種学資貸与金として取り扱います。なお、定期的に機構等が行う適格性の審査等により給付奨学金の支給額あるいは授業料等の減免の額が見直された場合においても、第一種奨学金の貸与を受けている場合は、第一種奨学金の貸与月額が、その貸与において取り交わした返還誓約書の内容にかかわらず、政令の規定に基づき増額又は減額された額に変更されます。

【支給中の適格認定】

在学する大学等により、学業成績などの基準に関する判定（適格認定）が行われ、その判定結果が機構に報告されます。

（１）退学・除籍・停学（無期又は3か月以上）の処分を受けた場合

（２）下表【適格認定における学業成績の基準】に基づく判定を受けた場合

区分	学業成績の基準
廃止	次の各号のいずれかに該当すること（災害、傷病その他のやむを得ない事由があると認められる場合を除く）。 1. 修業年限で卒業又は修了できないことが確定したこと。 2. 修得した単位数（単位制によらない専門学校にあっては、履修科目の単位時間数。下記に示す「警告」の区分において同じ。）の合計数が標準単位数の6割以下であること。 3. 履修科目の授業への出席率が6割以下であること、その他の学修意欲が著しく低い状況にあると認められること。 4. 下記に示す「警告」の区分に該当する学業成績に連続して該当すること（下記に示す「停止」の区分に該当するものを除く）。
停止	下記に示す「警告」の区分に該当する学業成績の基準に連続して該当すること（2回目の警告が「警告」の区分の2.に掲げる基準のみに該当することによる場合に限る。ただし、連続して3回該当する場合は除く）。
警告	次の各号のいずれかに該当すること（災害、傷病その他のやむを得ない事由があると認められる場合を除く）。 1. 修得した単位数の合計数が標準単位数の7割以下であること（上記の「廃止」の区分の2.に掲げる基準に該当するものを除く）。 2. GPA等が学部等における下位4分の1の範囲に属すること。 （次のア、イに該当する場合を除く） ア 確認大学等における学修の成果を評価するにふさわしく、かつ職業に密接に関連する資格等に十分に合格できる水準であること。 イ 社会的養護を必要とする者で、確認大学等における学修に対する意欲や態度が優れていると認められる場合。 3. 履修科目の授業への出席率が8割以下であることその他の学修意欲が低い状況にあると認められること（上記の「廃止」の区分3.に掲げる基準に該当するものを除く）。

また、奨学金支給期間中、定期的に、機構があなたとあなたの生計維持者の所得の情報やあなたが報告した資産額に基づき、家計基準に該当するか確認します。確認の結果、奨学金の支給が止まったり、支給額が見直されることがあります。

上記以外の取扱いについては、関係法令、機構の業務方法書その他の諸規程の定めによります。

１．奨学金の貸与に係る事項

【返還方式】

（１）第一種奨学金においては、貸与金額に応じた返還回数で算出された割賦金で返還する方式（以下、「定額返還方式」という）が、独立行政法人日本学生支援機構（以下、「機構」という）が収入に運動して算出した割賦金で返還する方式（以下、「所得運動返還方式」という）を選択する必要があります。なお、返還方式を選択しなかった場合及び個人番号を提出しない場合は、定額返還方式を選択したものとします。第二種奨学金においては、定額返還方式のみとなります。

（２）所得運動返還方式を選択したものが、個人番号等機構の指定する書類を提出しない等所定の手続きを怠った場合は、貸与金額に応じた返還回数で割賦金が算出されます。ただし、機関保証を受けられない場合は、所得運動返還方式を利用することはできません。

（３）返還方式の変更を希望する際は機構に願い出る必要があります。なお、貸与終了後は定額返還方式から所得運動返還方式への変更のみ可能です。

【保証】

（４）奨学金の貸与を受けるためには、一定の保証料を支払うことで保証機関による連帯保証（機関保証）を受けるか、連帯保証人及び保証人を選任し、人的保証を受けることが必要です。保証料の支払いは、機構が交付する毎月の奨学金から所定の保証料を差し引く方法、又は奨学生を選択により保証料を保証機関に払い込む方法によることができます。払い込む方法を希望する場合は、この奨学金確認書兼地方税同意書を提出する前に機構又は保証機関へ願い出る必要があります。

ただし、払い込む方法を選択した奨学生が保証料の払込みを怠ったときは、奨学金の交付を保留することがあります。

② 返還方式で所得運動返還方式を選択した場合は、機関保証を選択することが必要です。なお、返還方式の変更を願い出た際に受けている保証が人的保証の場合、保証料を一括で支払ったうえで機関保証に変更する必要があります。

③ 機関保証を選択する場合は、奨学金の貸与終了後においても奨学生本人と確実に連絡をとることができ、機構の求めに応じてその連絡先情報を提供する者を選任し、その者の氏名、住所等を本人以外の連絡先として届け出なければなりません。

④ 奨学金申込時に連帯保証人及び保証人を選任し、貸与中に連帯保証人又は保証人が死亡する等、真に止むを得ない事由により連帯保証人又は保証人が欠けたことになった場合は、機関保証制度への変更を申し出ることができます（上記②の返還方式の変更の場合を除く）。

【返還誓約書（兼個人信用情報の取扱いに関する同意書）】

（５）機関保証を選択した奨学生は在学学校長を経て、機構が定める期限までに機関保証を受けたことを表示した返還誓約書及び保証依頼書（兼保証委託契約書）・保証料支払依頼書を提出しなければなりません。

② 人的保証を選択した奨学生は在学学校長を経て、機構が定める期限までに連帯保証人及び保証人と連署の上押印した返還誓約書を提出しなければなりません。連帯保証人については、印鑑登録証明書（コピー不可）及び収入に関する証明書、保証人については、印鑑登録証明書（コピー不可）を添付しなければなりません。

③ 機構が定める期限までに返還誓約書を提出しない場合には、採用の時に遡って奨学生としての資格を失います。奨学生としての資格を失った際にすでに振り込まれた奨学金がある場合には、その全額を機構に返納するものとします。

（６）個人番号を提出していない奨学生は返還誓約書に「住民票の写し」を添付しなければなりません。なお、「住民票の写し」は個人番号が記載されていないものとします。

（７）連帯保証人は、本人が未成年者の場合は親権者又は未成年後見人、本人が成年者の場合は原則として父母、未成年者を除く兄弟姉妹又はこれに代わる者、保証人は、独立の生計を営む者であって、原則として、奨学生の４親等以内（父母を除く）の親族でなければなりません。

【貸与期間の取扱い】

（８）過去に貸与を受けた者が新たに貸与を受ける期間は、下記の学校区分（それぞれの学校の専攻科、大学における別科、専修学校専門課程修了を入学資格の要件としている専修学校専門課程の学科は、それぞれ異なる学校区分とみなす）において現に在学する学校と同じ区分に属する学校で過去に貸与を受けた期間と通算して、現に在学する学校の修業年限（修業年限を定めない学校にあっては、貸与を受ける者が卒業に必要な最短期間）に達するまでの期間とします。ただし、機構が特に必要と認めるときは、第一種奨学金においては全ての学校の区分を通じて、第二種奨学金においては同一の学校の区分における一貸与契約に限り、過去に貸与を受けた期間にかかわらず、現に在学する学校の修業年限に達するまでの期間、貸与を受けることができるものとします（同一の学校・学部・学科・研究科を一度退学後に復籍する場合を除く）。

ア 大学
イ 短期大学
ウ 大学院修士課程（前期博士課程及び一貫制博士課程前期相当分を含む）及び専門職大学院（法科大学院を含む）の課程
エ 大学院博士課程（後期博士課程及び一貫制博士課程後期相当分を含む）
オ 高等専門学校
カ 専修学校専門課程
（９）第一種奨学金の長期履修課程に在学する者の貸与終期は、通常の課程における標準修業年限の終期までとします。

【申込資格】

（１０）奨学金の貸与を受けることができる学生等は、日本国籍を持つ者か、外国籍の者のうち次のいずれかに該当する者となります。

ア 「日本国との平和条約に基づき日本の国籍を離脱した者等の出入国管理に関する特例法（平成3年法律第71号）」第3条の規定による法定特別永住者として本邦に在留する者
イ 出入国管理及び難民認定法（昭和26年政令第319号）別表第2の永住者、日本の配偶者等又は永住者の配偶者等の在留資格をもって本邦に在留する者又は家族滞在の在留資格をもって本邦に在留する者であって、次に掲げる者の全てに該当する者
（ア）12歳を迎える学年の末日までに日本国に入国した者
（イ）日本国の小学校等、中学校等、高等学校等を卒業した者
（ウ）大学等の卒業後、就労して引き続き本邦に在留する意思があると機構の長が認めた者
ウ 本邦における留学期間その他の条件を総合的に勘案して前号に掲げる者に準すると機構の長が認めたもの

【振込】

（１１）奨学金は、普通銀行（外国銀行を除く）、ゆうちょ銀行、信用金庫、労働金庫又は信用組合のいずれかに開設された本人名義の預貯金口座に振り込まれます（信託銀行、農協、漁協及びその他一部銀行では取り扱っていません）。

（１２）奨学金は毎月1月分ずつ交付します。ただし、特別の事情があるときは、2月分以上を合わせて交付することがあります。入学時特別増額貸与奨学金は、入学年月を始期として基本月額の振込先として設けられた奨学生名義の預貯金口座に振り込まれます。

【月額の変更】

（１３）平成30年度以降入学者が第一種奨学金の貸与を受ける場合は、申込時の収入、所得金額により、機構が定める基準を満たす場合に自宅又は自宅外月額の最高月額の貸与を受けることができます。

② 第一種奨学金においては、貸与月額は、機構の定める手続きにより変更することができ、また、採用時、自宅外通学の貸与月額を受けていた者が、自宅通学に変わった場合は速やかに「第一種奨学金貸与月額変更願（届）」の届出が必要です。この届出を怠ると奨学金が廃止されることがあります（大学院は除く）。
③ 第二種奨学金においては、基本月額、増額月額は、機構が定める手続きにより変更することができます。

（１４）第一種奨学金と併せて給付奨学金もしくは大学等における修学の支援に関する法律第8条第1項の規定による授業料減免を受けているときは、関係法令の規定に基づき当該第一種奨学金の貸与額が増額又は減額（複数あるときは機構の定める額）に変更されることがあることに同意します。また、毎年度機構が行う適格性の審査等により給付奨学金の支給額が見直された場合においても、法令等の規定に基づき当該第一種奨学金の貸与額から増額もしくは減額（複数あるときは機構の定める額）に変更されることがあることに同意します。なお、併給調整に伴う月額変更により、すでに振り込まれた金額が調整された金額で精算できない場合は、諸規程の定めに基づき、第一種学資貸与金として取り扱います。

【利率の算定方法】

（１５）第一種奨学金にあわせて入学時特別増額貸与奨学金を受けた者の利率、第二種奨学金における基本月額に係る利率の算定方法の選択に関しては、「利率固定方式」又は「利率見直し方式」のうちインターネットにより入力した方法、又は「奨学金申込書」に記載した方法に従って以下のとおり定められます。
② 「利率固定方式」は、貸与終了時に、奨学金の交付に充てた資金の借換えに充てる固定利率の財政融資資金（以下、「財投」という）の利率に基づき機構が定めた利率が返還完了まで適用されます（貸与終了時に、奨学金の交付に充てた資金の借換えのために財投の借入以外に日本学生支援債券（以下、「債券」という）を発行した場合は、財投と債券の利率を加重平均した利率に基づき機構が決定します）。
③ 「利率見直し方式」は、貸与終了時は、奨学金の交付に充てた資金の借換えに充てる5年利率見直しの財投の利率に基づき機構が定めた利率が適用されます。その後返還期間中のおおむね5年ごと（返還の期限を猶予されている期間を除く）に各時点の財投の利率に基づき機構が定めた利率が適用されます（貸与終了時に、奨学金の交付に充てた資金の借換えのために財投の借入以外に債券を発行した場合は、財投と債券の利率を加重平均した利率に基づき機構が決定します）。

（１６）第二種奨学金において入学時特別増額貸与奨学金を受けた者並びに私立大学の医学・歯学・

薬学又は獣医学を履修する課程及び法科大学院に在学する者が増額月額の貸与を受けた場合の利率は、基本月額に係る利率と入学時特別増額貸与奨学金又は増額月額に係る利率を加重平均して決定します。

第二種奨学金における基本月額に係る利率は「利率固定方式」又は「利率見直し方式」に従って算定し、入学時特別増額貸与奨学金並びに増額月額に係る利率は「利率固定方式」又は「利率見直し方式」により算定した利率に基づき機構が定める利率とします。

（１７）第二種奨学金における利率の算定方法の変更は、奨学金の交付期間中、機構が定める一定期間届けることができます。ただし、第一種奨学金にあわせて入学時特別増額貸与奨学金を受けた者の利率の算定方法は、採用決定後は原則として変更できません。

【貸与中の手続等】

（１８）奨学生は在学学校長あてに毎年度「奨学金継続願」を提出し、継続貸与の適格認定を受けなければなりません。

（１９）奨学生は次の場合、速やかに在学学校長を経て機構に届け出をしなければなりません。
ア 休学、復学、転学、編入学、留学（休学）又は退学したとき。
イ 連帯保証人、保証人又は本人以外の連絡先を変更するとき。
ウ 本人、連帯保証人、保証人又は本人以外の連絡先の氏名・住所その他重要な事項に変更があったとき。

エ 奨学金を辞退するとき。
（２０）連帯保証人又は相続人は、奨学生が死亡したときは、速やかに在学学校長を経て機構に届け出なければなりません。

（２１）機構は在学学校長が次の事由に該当するものとして行った適格認定に基づき、奨学金の交付を停止、期間短縮又は廃止します。
ア 休学したとき又は長期にわたって欠席したとき。
イ 傷病などのために修学の見込みがないとき。
ウ 学業成績不振又は品行が不良となったとき。
エ 奨学生としての責務を怠り、奨学生として適当でないとき。
オ 停学、その他の処分を受けたとき。
カ 在学学校で処分を受け学籍を失ったとき。
キ 奨学金の申込時にインターネットに入力すべき事項、若しくは「奨学金申込書」に記載すべき事項を、故意に入力・記載せず、又は虚偽の入力・記載をしたことにより奨学生となったことが判明したとき。
ク 「奨学金継続願」を提出しなかったとき。

（２２）奨学生はいつでも在学学校長を経て、奨学金の辞退を申し出ることができます。
（２３）奨学金の交付を休止又は停止された場合、その事由がなくなり、在学学校長を経て願い出たときは奨学金の交付を復活することがあります。

２．奨学金の返還に係る事項

【返還の方法】

（１）奨学金の返還は、貸与が終了した月の翌月から起算して6月を経過した後開始されます。選択した返還方式に応じて算出された割賦額を、ゆうちょ銀行、都市銀行、地方銀行、第二地方銀行、信託銀行、信用金庫、労働金庫、信用組合、農業協同組合、信用漁業協同組合連合会、漁業協同組合又はインターネット専業銀行のいずれかの預貯金口座から自動的に引き落とし方法（リレー口座）で返還することになります（一部信託銀行、信用組合、漁業協同組合、インターネット専業銀行及びその他の一部銀行のなかには、奨学金返還を取り扱わない金融機関があります）。機構が指定する期限までにスカラネット・パーソナル又は口座振替（リレー口座）加入申込書で加入手続きを行うこととなります。延滞すると、延滞している割賦金（利子を除く）の額に返還期日の翌日から返還した日までの日数に年（365日あたり）3％の割合を乗じて計算した額が延滞金として課されます。

機関保証を選択した場合、督促されてもなお延滞していると、機構の代位弁済請求に基づき保証機関が機構へ保証債務の履行（代位弁済）を行います。代位弁済後は、機構に代わり保証機関が本人に代位弁済額を請求することになります。

また、代位弁済額の返済を延滞した場合は、年10％の遅延損害金がかかります。督促されてもなお延滞しているか本人に対処法の手続きを行うこともあります。人の保証を選択した場合、督促されてもなお延滞していること、連帯保証人や保証人に対する返還請求を行います。本人や連帯保証人等に対して法的手続きを行うこともあります。
（２）返還方式が定額返還方式の奨学生は、返還誓約書において月額返還又は月賦・半年賦併用などのいずれかの返還方法を選択することになり、選択しなかった場合は月額返還を選択したものとみなします。なお、選択した返還方法は原則として変更できません。
（３）返還方式が定額返還方式の場合は、20年（月額返還で240回）以内に返還しなければなりません。返還回数は貸与金額によって異なります。割賦額は、第一種奨学金においては、貸与金額に応じた返還回数で算出された金額、第二種奨学金及び第一種奨学金にあわせて貸与を受けた入学時特別増額貸与奨学金は、貸与金額（元本）に応じた返還回数で、元利均等計算により算出された金額です。
（４）返還方式が所得運動返還方式の奨学生の返還方法は月額返還になります。なお、返還方式を定額返還方式から所得運動返還方式に変更した際に返還方法として月額返還以外の返還方法を選択していた場合、返還方法は月額返還に変更されます。

（５）割賦金（元本・利子）の明細は、返還を開始する前までに返還明細書により通知します。
（６）返還期日前に、貸与された奨学金の全部又は一部を繰上げて返還することができます。
（７）本人、連帯保証人又は保証人が、割賦金の返還を延滞したときは、支払督促の申立から強制執行までの法的手続きを行うことがあります。なお、手続きにかかった費用は債務者（本人、連帯保証人又は保証人）の負担となります。

（８）本人が債務（貸与を受けた総額、利子、延滞金及び督促手続費用）の返還を延滞し、機構から書面により期限の利益を失う旨の通知を受けてもなお延滞を解消しない場合は、債務全額について期限の利益を失い、直ちに債務全額を返還しなければなりません。
※督促を受けても定額返還猶予等の手続きや連絡がない等により、延滞を続けている者については、独立行政法人日本学生支援機構法施行令第5条第5項に定める「支払能力があるにもかかわらず割賦金の返還を著しく怠った」と判断すると等により、一括請求します。

（９）口座振替（リレー口座）による返還が適当でない機構が判断した場合は、機構の指定する方法により返還するものとします。
（１０）返金に要する手数料を除いた返還過剰金が100円未満の場合は、学生支援寄附金として振り替えます。

（１１）本人、連帯保証人及び保証人から返還期日を過ぎても返還がない場合、または所定の手続きを怠ったときは、機構が委託した債権回収会社等から架電及び督促を行います。またその際に固定電話より優先して携帯電話に架電することに同意します。
（１２）本奨学金確認書兼地方税同意書に基づく奨学金貸与に関する紛争については、機構の本部所在地を管轄する裁判所を第一審の専属的合意管轄裁判所とします。

【その他手続等】

（１３）奨学金の貸与終了後、連帯保証人、保証人又は本人以外の連絡先を変更するときは、速やかに機構に届け出なければなりません。

（１４）本人、連帯保証人、保証人及び本人以外の連絡先について、住所・氏名・電話番号等に変更があったときは、速やかに機構に届け出なければなりません。また機構が本人から最後に届け出のあった氏名・住所に発送した通知又は通知書類が延着又は到着しなかった場合、通常到着すべき時に到着したものとします。

（１５）本人が災害・傷病・経済困難・失業など返還ができない事情が生じたときは、願い出により減額返還（1回当たりの割賦金を3分の2、2分の1、3分の1又は4分の1に減額し、適用期間に応じた分の返還期間を延長して返還する方法をいう）を適用することができます。ただし、返還方式で所得運動返還方式を選択した場合は、減額返還を利用することができません。

（１６）本人が災害・傷病・経済困難・失業など返還ができない事情が生じたとき、あるいは国内外の学校に在学する場合には、願い出により返還の期限を猶予することがあります。

（１７）本人が死亡したときは、相続人又は連帯保証人は直ちに死亡した旨を機構に届け出なければなりません。

（１８）本人が死亡したとき、又は精神若しくは身体の障害によって、その奨学金を返還することができなくなったときは、願い出により返還未済額の全部又は一部の返還を免除することがあります。

（１９）大学院で貸与を受けた第一種奨学金について、在学中に特に優れた業績を挙げたとして機構が認定したときは、貸与期間終了時に、その奨学金の全部又は一部の返還を免除することがあります。

（２０）本人が割賦金の返還を延滞したときは、法令の定める業務を遂行するため機構が必要と認める場合限り、本人の延滞情報を学校、金融機関、文部科学省及び業務委託先に対して提供することがあります。

【個人番号の利用】

（２１）個人番号とは、「行政手続きにおける特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律」第2条第5項にいう「個人番号」をさすものとし、機構からの請求に応じて個人番号を提出した場合は、同法および関連法令で定められた範囲で機構が個人番号を利用すること及び地方税情報を利用することに同意したものとします。

その他上記以外の取扱いについては、関係法令及び機構の「貸与奨学規程」その他の規程の定めによります。